

山梨県公報

第千五百七十八号

平成十七年

六月十三日

月 曜 日

目次

保安林の指定施行要件の変更予定	四一九
道路の供用開始(二件)	四一九
河川区域の指定	四三〇
公告	
貸金業者の登録の取消し(二件)	四三〇
正誤	
平成十七年五月三十一日付け第千五百七十四号中(二件)	四三〇

告示

山梨県告示第三百二十五号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である。

平成十七年六月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
 甲府市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
 水源のかん養
- 三 変更後の指定施設要件
 (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 甲府市(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第三百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年七月四日まで一般の縦覧に供する。
 平成十七年六月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国	一三七号	笛吹市大字御坂町上黒駒字横川 五一四八番の一地先から 笛吹市大字御坂町上黒駒字横川 五一四八番の三地先まで	一五五・〇	平成十七年六月十三日

山梨県告示第三百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年七月四日まで一般の縦覧に供する。
 平成十七年六月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	中道塩山線	笛吹市大字御坂町八千蔵字居屋敷二五五番の一地先から 笛吹市大字御坂町八千蔵字諏訪之原四五五番の一地先まで	一八二・〇	平成十七年六月十三日

山梨県告示第三百二十八号

富士川水系に係る指定区間の一級河川大門沢川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡北地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年六月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

次の図面（第一号図から第四号図まで）の薄茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域外の区域（図面省略）

公 告

● 貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十八条第一項の規定により次のとおり貸金業者の登録を取り消したので、同法第四十一条の規定により公告する。

平成十七年六月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 処分をした年月日 平成十七年六月六日

二 処分を受けた者の名称、主たる営業所の所在地及び氏名

1 名称 日本商会

2 主たる営業所の所在地 甲府市朝日一丁目一番一号

3 氏名 戸田清明

三 登録番号 山梨県知事(四)第〇〇五二〇号

● 貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十八条第一項の規定により次のとおり貸金業者の登録を取り消したので、同法第四十一条の規定により公告する。

平成十七年六月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

一 処分をした年月日 平成十七年六月六日

二 処分を受けた者の名称、主たる営業所の所在地及び氏名

1 名称 山梨信販

正 誤

- 2 主たる営業所の所在地 大月市駒橋二丁目三番三号
- 3 氏名 三木直人
- 三 登録番号 山梨県知事(一)第〇〇六七二号

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十七年五月三十日山梨県人事委員会規則第二十六号（山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則）

三八四 下 終わりから六 あつて あつて

平成十七年五月三十日山梨県人事委員会規則第二十七号（山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則）

三八五 上 十一 あつて あつて